

施設基準等に関するお知らせ

電子的診療情報連携体制整備加算の新設を行っております。

医療DX推進体制整備加算について以下の対応を行っております。

- 1) オンライン請求を行っております。
- 2) 診療報酬明細書を無償で交付しております。
- 3) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 4) 医師はオンライン資格確認等システムを利用して習得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- 5) マイナ保険証利用率が、30%以上であります。
- 6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
- 7) 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、ウェブサイトにも掲載しております。
- 8) 電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しております。
- 9) 厚生労働省が認証する電子カルテ製品を使用しております。
- 10) 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有しております。
- 11) 地域の複数の医療機関で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに加入しております。

(認知症)地域包括診療加算・地域包括診療料

- 12) 健康保険及び予防接種に係わる相談、介護支援専門員、相談支援専門員からの相談に適切に対応します。
- 13) 敷地内禁煙を実施しております。介護保険制度の利用等に係る相談に応じています。
- 14) 地域包括診療加算を算定する患者様からの問い合わせには24時間対応しております。
- 15) 病状の状態に応じて28日以上長期投薬を行うこと、又はリフィル処方箋を交付することができます。